

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	西 岡 智 史
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
明治期漢文教育形成過程の研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	吉 田	裕 久
審査委員	教 授	田 中	宏 幸
審査委員	教 授	山 元	隆 春
審査委員	准教授	佐 藤	大 志
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、教育の制度と内容に着目して、明治期における近代的な漢文教育の形成過程について、「漢学的な知」の受け継がれた面と新たに拓かれた面とを明らかにすることをねらいとしたものである。</p> <p>本論文は、序章・終章を含めて、6章で構成されている。</p> <p>序章「研究の目的と方法」では、問題の所在、研究の目的・方法が述べられている。</p> <p>第1章「「学制」期の漢文教育—近代的漢文教育の創始以前—」では、①漢学塾を例とした明治前期における漢文教育の社会的な役割、②文部省刊行『日本教育史略』の分析をもとにした「学制」期の漢学の位置と漢文教育観、③「学制」期に新しく編纂された読本（文部省刊行・榊原芳野編『<small>漢</small>読本』）の分析を中心とした教科書における漢文脈の影響、という3つの視点から、「学制」期漢文教育の分析を行っている。その結果、「学制」期は、教育制度や国語の近代化が提唱されつつも、漢学的な知をもとに初等教育の教育内容が作られ、また私塾や中等教育では漢学が存続して選抜制度と結びついていた時代であったとしている。つまり、選抜制度や教材内容の両面で、漢文の教養が有用性を保っており、漢学的な知は忠孝論に限定されるものではなく、実績に基づく人材の配置（メリトクラシー）と結びついていたと考察している。</p> <p>第2章「「教育令」期の漢文教育—近代的漢文教育の創始—」では、①『東京学士会院雑誌』を中心とした明治10年代の漢学の状況や漢文教育論、②「教育令」期に公布された「小学校教則大綱」やそれに準拠した初等教科書における漢文教育の形成、③「教育令」期に公布された「中学校教則大綱」や中学校「和漢文」科で用いられた教科書における漢文教育の状況、という3つの方向から、「教育令」期における漢文教育の形成を検討している。正則学校の外で漢学塾が存続していたことと、特に中学校では漢籍中心の教育が行なわれていたことが「学制」期から継続していた一方で、「教育令」期からは初等教育で学習する文体の規定がなされ始め、また小学校中等科・高等科の教育課程に漢文が正式に採用され、そこで近代的な編纂型漢文教科書が作られ始めたことを「教育令」期の大きな特色として指摘している。そして、「学制」期と比較すると、「教育令」期は文言上メリトクラシー的傾向が少ないと考察している。</p>			

第3章「学校令」期の漢文教育—近代的漢文教育の形成—では、①秋山四郎編『中学漢文読本』（明治27年初版・明治29年訂正再版）、②秋山四郎編『漢文教科書』卷之一～五（金港堂刊・明治34年初版・明治35年訂正再版）、③秋山四郎編纂漢文教科書の編纂方針の推移（『第一訂正漢文教科書』明治41年第五版を中心に）、④深井鑑一郎編纂『撰定中学漢文』、⑤中学校国語教科書（落合直文編『訂正中等国語読本』）と編集型漢文教科書（秋山四郎編纂）との関連、⑥初等教科書（第一次国定読本である『尋常小学読本』）などを資料にして、明治19年公布「中学校令」から明治35年「中学校教授要目」までの時期における近代的な漢文教育の形成過程を検討している。

第4章では、第1・2・3章の検討を踏まえて、明治期の近代的漢文教育形成過程における「漢学的な知」の継承された面と拓かれた面について、メリトクラシー（業績主義）との関連を中心に考察し、そのメリトクラシー的な「漢学的な知」によって養成されていた学力の内実や、その教育史的な意義について考察している。その結果、近代的な編集型漢文教科書において継承された「漢学的な知」としては、歴史書の系統を指摘している。また、拓かれた「漢学的な知」として、近代的な編集型漢文教科書に見られる難易度順の教材配列方法と、男子中学生に向けた志気の養成や向学心・勤勉性と関連した漢文教材を指摘し、そこに明治期に進展した近代的漢文教育のメリトクラシー的傾向が看取できると考察している。

そして、本論文の結論として、「漢学的な知」の継承された面と拓かれた面とは、どちらも概ね史書の系統という点で関連していること、その史書の意義としては、指導者にふさわしい身の処し方を学ぶ歴史的知識としての意義と、文語文の規範や語彙の供給源となる言語運用能力としての意義という2つの点で、文化資本としての役割を有していたと指摘している。

終章「研究の成果と展望」では、本研究の成果と展望を述べている。

本論文の意義は、次の3点に見いだされる。

(1) 従来の漢文教育史研究における明治期の漢文教育観は、国民道徳、特に忠孝教材という面で語られることが多かった。一方、本研究においては、従来あまり明らかにされていなかった明治期漢文教育のメリトクラシーの面に着目して考察し、新たな知見を加えた。

(2) これまで指摘されることが少なかった明治前期の初等教育・国語教科書と漢文教育との関連についても検討・考察を行なって明らかにした。

(3) その結果として、明治前期の男子中等教育における漢文教育の役割として、メリトクラシー思想との関連を具体的に指摘した。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成27年2月10日